平成２６年（フ）第６号
長崎県島原市蛭子町２丁目914番地
債務者　浦田美恵子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5912番地12
債務者　渡邉　一重
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１５号
栃木県小山市城東６丁目14番14号　ハイツナナ302号
債務者　増井　盛治
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４３号
北海道中川郡豊頃町茂岩栄町161番地
債務者　佐藤　　純
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
北海道足寄郡足寄町南４条５丁目32番地
債務者　渡辺　理江
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２２５号
佐賀県鳥栖市神辺町２番地の１
破産者　鳥栖市酪農業協同組合
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０３号
さいたま市岩槻区大字岩槻4952番地の１
破産者　株式会社エコ・ライナー
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１０号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目７番２号
破産者　株式会社トラットリアルナ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
山形市緑町４丁目10番３号ファートンビル２階
破産者　株式会社ブラッサム
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
山形市緑町４丁目10番３号ファートンビル３階Ａ
破産者　有限会社バース
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
新潟県三条市島田１丁目10番３号
破産者　株式会社馬場工業所
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１７２号
富山県射水市黒河新126番地１
破産者　有限会社いがらし美容室
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５５号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地
破産者　有限会社小石屋旅館
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
名古屋市中川区好本町２丁目30番地
破産者　瀬谷建設有限会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４３号
愛知県春日井市美濃町３丁目63番地
破産者　有限会社京和運輸
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８１号
名古屋市天白区平針３丁目115番地
破産者　株式会社Ｓｐｉｃａ
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第９６４０号
大阪市中央区西心斎橋２丁目３番２号
破産者　株式会社ノヴァ
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８９号
神戸市兵庫区駅南通３丁目５番６号、開始決定時の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目12番11号　ハローグリーンハイツ荒田302号、従前の住所神戸市中央区加納町２丁目９番24―514号
破産者　山下二三夫（旧姓山田）
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６４号
岡山市北区門前320番地６
破産者　林　　亮
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部